

# 12月定例会ではこんなことが決まりました

12月定例会では32件の議案等の審議を行い、これら全てを原案のとおり可決しました。

今回は、長年の懸案事項であった「津山市土地開発公社」の清算についての最終プランが示され、さらに、津山市の今後の長期財政見直しなどが報告されました。以下、土地開発公社の解散に関する課題を中心にお届けします。

## 津山市土地開発公社解散プランの策定要旨

土地開発公社の「負債」は金融機関からの借入が約114億円、津山市の地域づくり基金からの貸付金が34億円で、合計約148億円となっています。金利だけでも、年間約2・4億円が必要であり、このまま金利を払い続けても「元金は減らない」という状態が続くことから、津山市の財政硬直の原因にもなっています。

今回、こうした問題を整理する「スキーム」が提案され、本会議・委員会などで審査されました。

土地開発公社の金融機関からの借入金については、津山市が債務保証していることから、弁済時の支払利息を含めた115億円が第三セクター等改革推進債（以下、「三セク債」という。）の起債対象となり、津山市が三セク債で調達した資金で金融機関に代位弁済<sup>※2</sup>して、債務を整理する方針で、土地開発公社からの代物弁済<sup>※3</sup>との差額の62億円は債権放棄します。

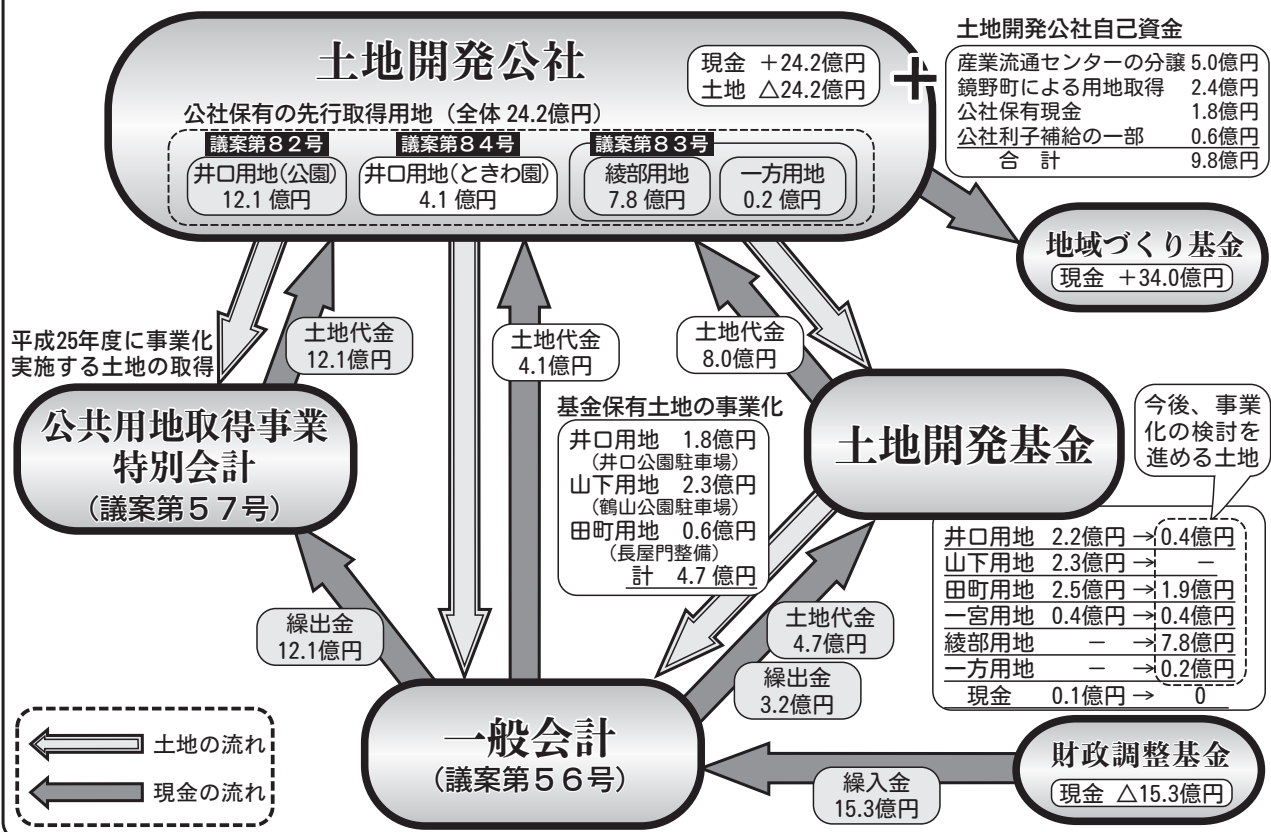
次に、津山市の貸付金34億円については、三セク債の対象経費にならないため、他の手法を検討する必要があります。解散プランの策定と関係機関との協議においても、課題の一つになっていました。そのために、土地開発公社の所有する『市内井口の土地』を老人ホームの移転地として4億1千万円と都市公園づくりの用地として12億1千万円で津山市に売却し、また、「市内綾部の土地」を7億8千万円、その他道路用地として2千万円を津山市に売却するなどして、34億円をつくり、津山市からの借入金を返済するという計画です。津山市の貸付金34億円の整理については、下記の図式を参考にしてください。

## 国の地域主権改革の推進に伴う新規条例を可決

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「地域主権一括法」という。）の施行に伴い、これま

### 土地開発公社解散プランに係る先行取得用地等処理スキーム

#### ● 土地開発公社保有土地の事業化等資金フロー (平成24年度)



※1 スキーム……枠組みを伴った計画のこと

※2 代位弁済……第三者が債務者に代わって弁済すること

※3 代物弁済……債務者が債権者の承諾を得て本来の給付にかえて他の給付をすること